

第2期八潮市公共施設マネジメント基本計画等策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

平成28年7月に策定した「八潮市公共施設等マネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）」及び平成29年8月に策定した「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」並びに令和4年4月に策定した「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン【見直し版】」の内容を取組実績、人口動態及び社会情勢等を踏まえて改訂するものであり、策定準備から成案となるまでの各種業務の支援を目的とする。

なお、価格のみによる競争によらず、プロポーザル方式で実施することで、技術的な知見や幅広い経験を持った事業者を選定できるため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務概要

第2期八潮市公共施設等マネジメント基本計画及び第2期八潮市公共施設マネジメントアクションプラン策定業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「第2期八潮市公共施設マネジメント基本計画等策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年8月31日まで

(4) 委託金額

1) 20,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2) 委託料の支払い

本業務の支払いは、契約期間最終年度に業務完了報告書を提出し、業務完了検査に合格した後に一括して支払うものとする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式による随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、契約締結までの間に、各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、資格を失うものとする。

(1) 八潮市（以下「発注者」という。）の「令和6年度指名競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登録されている者であること。また、発注者からの指名停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第85号）

による特別清算を行っていない者であること。

(4) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(5) 国税、地方税を滞納していないこと。

(6) 過去10年間に於いて、本業務と同種の業務に携わり、完遂した実績があること。

同種業務：公共施設等総合管理計画(基本計画)

公共施設等総合管理計画(実行計画)

公共施設等長寿命化計画(個別計画)

(7) 本業務を遂行するにあたり、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、配置する管理技術者、現場責任者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。

管理技術者は、次のいずれか資格を有する者。

技術士(総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画)

技術士(建設部門：都市及び地方計画)

シビルコンサルティングマネージャー(都市計画及び地方計画)

一級建築士

公認会計士、税理士

認定ファシリティマネージャー(CFMJ)

4 スケジュール

日 程	内 容
令和7年1月 8日(水)	公募要領等の公表
令和7年1月15日(水)	質問受付期限(17時00分まで)
令和7年1月22日(水)	質問回答期限
令和7年1月29日(水)	参加表明書の提出期限(17時00分まで)
令和7年2月 5日(水)	一次審査(書類審査)の結果通知
令和7年2月12日(水)	技術提案書の提出期限(17時00分まで)
令和7年2月19日(水)予定	二次審査(提案評価)の実施、審査等
令和7年2月26日(水)予定	二次審査(提案評価)の結果通知
令和7年3月上旬予定	契約締結

5 質問書の受付・回答

本実施要項に関して不明な点がある事業者は、次により質問書(様式第1号)を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年1月15日(水)17時必着

(2) 提出方法

電子メール(持参等その他の方法は、受け付けない。)

電子メールの件名(タイトル)は、「プロポーザル質問 事業者名」とすること。

なお、質問書提出後、事務局へ電話でメール着信の確認をすること。

(3) 提出先

本要領 15 の担当窓口

(4) 回答方法

参加表明書を希望する事業者（以下「質問者」とする。）より質問があった場合は、すべての質問事項を取りまとめのうえ、回答書を質問者全員に電子メールにより送信する。

回答は、令和 7 年 1 月 22 日(水)を予定。

6 審査方法

本プロポーザルは、公募型とし、一次選考及び二次選考の二段階で審査・選考する。

(1) 一次選考において、参加表明書により参加者の資格や業務実績等について審査し、参加希望者が多数の場合は、概ね 5 者程度に選考する。

(2) 二次選考においては、一次選考を通過した者を技術提案書とプレゼンテーションについて審査し、業務遂行能力、業務計画内容、価格等を総合的に判断し、受託候補者を選考する。

7 一次審査（参加表明書等の提出）

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、当市ホームページから公募に関する様式等をダウンロードして、次の(4)提出書類を提出すること。

提出された書類に基づき一次選考を実施し、参加資格を審査する。

なお、参加希望者が多数の場合は、(別紙 1) 一次選考評価項目に基づき、提出書類に記載の実績、担当者の経歴等を比較評価し、概ね 5 者以内になるよう選考する。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 月 29 日(水)17 時必着

(2) 提出方法

開庁日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間に持参又は宅配便で提出すること。

(3) 提出先

本要領 15 の担当窓口

(4) 提出書類

- 1) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 2 号）
- 2) 参加資格申出書（様式第 3 号）
- 3) 業務実績報告書（様式第 4 号）
- 4) 管理技術者経歴書（様式 5 号）
- 5) 管理技術者が有する資格証等の写し

(5) 一次選考結果の通知

令和 7 年 2 月 5 日(水)に電子メールで参加希望者へ通知予定。

8 二次審査（提案書の提出）

一次選考通過者は、次の技術提案書を提出すること。

(1) 技術提案書の作成

- 1) 適切な業務工程と役割分担

- 2) 市の現状を踏まえた計画の改善点
 - 3) 公共施設の長寿命化及び適正配置の提案
 - 4) 市民意識調査を行う場合の提案
 - 5) 公共施設の保全に関する中長期的な取組提案
 - 6) 仕様書に記載されていない事項で有益な提案
- (2) 提出期限
令和7年2月12日(水)17時必着
- (3) 提出方法
開庁日の8時30分から17時00分までの間に持参又は宅配便で提出すること。
- (4) 提出先
本要領15の担当窓口
- (5) 提出書類
次の1)から3)までの技術提案書一式をフラットファイル若しくはプレゼンテーション用ファイル等に綴り、インデックスを付けて10部提出すること。
別紙2 二次選考評価項目の内容を踏まえた提案をすること。
- 1) 技術提案書
A4版、横書き、片面印刷、様式は任意とするが、図表等で必要な場合は、A3版を織り込んで作成すること。
 - 2) 業務工程表
A4版1枚で様式は任意とする。
 - 3) 実施体制調書
A4版1枚で様式は任意とする。
 - 4) 業務委託見積書
A4版1枚で様式は任意とするが、参考見積書を参照のうえ、業務内容ごとに、直接人件費及び諸経費等について、業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費の額を積算作成し、事業者名・代表者名の記載及び押印したものを1部提出すること。
- (6) 辞退届
プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を本要領15の担当窓口に出すこと。

9 二次審査(プレゼンテーションの実施)

- (1) 予定日時
令和7年2月19日(水) 予定(一次選考通過者に別途通知)
- (2) 場所
八潮市役所 3-1会議室
- (3) 実施内容
 - 1) 技術提案書の内容説明(20分以内)
 - 2) 質疑応答(10分以内)
- (4) 出席者
出席者は、本業務において予定する管理技術者を含む3名以内とすること。

(5) 使用機器等

説明に用いるプロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは事務局で用意するが、その他機器は、提案者で用意すること。

(6) 配布資料

提出された技術提案書一式を事務局で配布するため、当日の持参は不要とする。

(7) 失格

欠席、遅刻した者は、失格とする。

(8) その他

1) 準備時間は、5分程度とする。

2) プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類に記載した内容に基づくものとし、新たな内容、追加の資料提示は認めない。

10 審査基準

(1) 評価は、(別紙2) 二次選考評価項目の「評価内容」及び「配点」とする。

(2) 評価点数を合計し、点数が同数となった場合には、評価項目のうち「提案内容」の合計点数が高い者を上位者とする。「提案内容」の点数も同数となった場合には、「業務実績」の点数が高い者を上位者とする。

(3) 参加表明書類の提出に基づく一次選考については、担当課において行うものとする。

(4) プレゼンテーションに出席した事業者の最高得点が、審査委員会における評価結果が6割満たない場合は、失格とする。

(5) 審査結果は、令和7年2月26日(水)に、参加者全員に通知予定。

(6) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。

11 審査結果の公表

審査の結果については、八潮市ホームページに以下の内容で公表する。

(1) 受託候補者の名称、総得点

(2) 受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、当該参加資格者を失格とする。

(1) 本実施要領3の参加資格を満たさなくなった場合。

(2) 審査委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

(4) 提出書類が、本実施要領に定める条件に適合しない場合。

(5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(6) 二次審査(プレゼンテーションの実施)に欠席、遅刻した場合。

13 契約の締結

契約については、以下の内容で八潮市契約規則に基づき、受託候補者と締結する。

(1) 契約に向けた協議は、提示された技術提案内容等を基本とした上で、協議をするものとする。

なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。

- (2) 受託候補者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、予め発注者の承諾を得ること。
- (3) 受託候補者は、八潮市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。
- (4) 契約締結は、令和7年3月上旬を予定する。
- (5) 受託候補者と契約締結に向けた協議を行う。受託候補者と契約締結の協議が整わない場合、次点者と協議を行う。次点者との協議も整わない場合、得点の高い参加者の順に、協議を行う。
- (6) 技術提案書の内容については、提出する見積書の金額内で実施できることを確約したものとみなす。

14 その他

- (1) 発注者が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (2) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は、参加希望者の負担とする。
- (3) 提出書類等に使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 技術提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りであつて、その修正を発注者が認めた場合、又は、本プロポーザルの公正な実施に支障の恐れがある場合等で当市からの指示があったものについては、この限りではない。
- (5) 提出書類の返却は、行わない。
- (6) 提出された提案書は、他の用途には使用しない。
- (7) 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザル選考に関する事務においてのみ使用し、他の用途には使用しない。
- (8) 提出された技術提案書は、原則として公開を行わないが、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合には、八潮市情報公開条例の規定に基づき、参加者に明らかに不利益を与えると認められる等の情報を除き、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開する場合がある。
- (9) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望者が負うものとする。
- (10) 選考結果及びその審議内容に関し、参加者からの照会には一切応じない。
- (11) 本プロポーザルの説明会は、実施しない。

15 担当窓口

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市役所 企画財政部 アセットマネジメント推進課 資産活用推進担当

電話 048-996-2111（内線 855）

FAX 048-995-7367

電子メール asset@city.yashio.lg.jp

(別紙1) 一次選考評価項目

	項目	評価内容	配点
参加者表明者の実績	各種計画の策定又は改定の実績	同一自治体における基本計画及び実施計画の策定又は改定の実績がある。	左記の件数×2.5
		基本計画策定又は改定の実績がある。	左記の件数×1.0
		実行計画策定又は改定の実績がある。	左記の件数×1.0
		長寿命化計画策定又は改定の実績がある。	左記の件数×1.0
管理技術者の実績	各種計画の策定又は改定の実績 (管理技術者又は照査技術者として担当したものに限る)	同一自治体における基本計画及び実施計画の策定又は改定の実績がある。	左記の件数×2.5
		基本計画策定又は改定の実績がある。	左記の件数×1.0
		実行計画策定又は改定の実績がある。	左記の件数×1.0
		長寿命化計画策定又は改定の実績がある。	左記の件数×1.0
	業務の経験年数	10年以上	10
		5年以上	5
	法令等による免許等の保有状況	技術士(総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画)、技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はシビルコンサルティングマネージャー(都市計画及び地方計画)	5
		一級建築士	5
		公認会計士・税理士	5
		認定ファシリティマネージャー(CFMJ)	5

- ・ 公共施設等総合管理計画(基本計画) …基本計画
- ・ 公共施設等総合管理計画(実行計画) …実行計画
- ・ 公共施設等長寿命化計画(個別計画) …長寿命化計画
- ・ 実績は、国又は地方公共団体等が発注したものとする。
- ・ 参加表明者の実績には、協力者の実績は含まないものとする。

(別紙2) 二次選考評価項目

評価項目	評価内容	配点
現状理解	業務の内容等を理解しているか。	5
	当市を取り巻く環境や社会情勢から、抱える課題等を理解しているか。	5
業務実績	同種業務の実績があり、必要な知識や経験が十分にあるといえるか。	10
提案内容	適切な業務工程と役割分担が具体的に提案されていて、実施可能であるか。詳細スケジュールが適切に示されているか。	10
	市の現状を踏まえた計画の改善点について、独自の工夫やアイデアを盛り込みつつ、有益で実現可能な提案であるか。	10
	公共施設の長寿命化及び適正配置に向けて提案したい手法は効果的であるか。	10
	市民意識把握等に対する調査を行う手法は、効果的であるか。	10
	公共施設の保全に関する中長期的な取組についての効果的な提案があるか。	10
	仕様書に記載されていない事項で有益で実現可能な提案があるか。	5
説明	プレゼンテーションで、分かりやすい説明、的確な回答がなされたか。	5
価格	見積金額の相対評価とする。 $\frac{\text{二次選考参加者の最低見積金額}}{\text{提案見積金額}} \times 20$ (少数点第1位四捨五入)	20
合計		100